

○南相馬市産業創造センター条例施行規則

令和2年3月25日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市産業創造センター条例（令和2年南相馬市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可申請)

第2条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号の定める施設の区分に依り、それぞれ当該各号に定める期間内に南相馬市産業創造センター利用許可申請書兼利用料金減免申請書（様式第1号）を、指定管理者に提出しなければならない。

(1) 工場区画、事務所区画を利用する場合 利用する日の1年前の日から1月前の日まで

(2) 会議室を利用する場合 利用する日の1年前の日から前日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、産業創造センターの管理運営上支障がないと指定管理者が認めたときは、前項に定める期間外においても利用の申請をすることができる。

(1) 市又は指定管理者が、主催又は共催する事業で利用するとき。

(2) その他指定管理者が特に認めるとき。

(利用許可証の交付)

第3条 指定管理者は、前条第1項の申請を受け、適当と認めるときは、南相馬市産業創造センター利用許可証（様式第2号）を申請者に交付するものとし、不適当と認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 工場区画及び事務所区画の利用許可にあつては、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た上で、前項に定める許可証の交付又は通知をするものとする。

(施設の利用許可期間)

第4条 施設の利用を許可する期間（以下「許可期間」という。）は、1年以内とする。

2 工場区画及び事務所区画の許可期間を更新する場合は、あらかじめ南相馬市産業創造センター利用許可期間更新申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請を受け、適当と認めるときは、市長の承認を得て、南相馬市産業創造センター利用許可期間更新許可書（様式第4号）を交付するものとする。

4 更新の期間は、工場区画及び事務所区画の利用許可のあった日から最長10年とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(利用料の納付)

第5条 条例第24条第3項の規定による工場区画及び事務室区画の利用料金は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。ただし、利用許可期間内の利用料金を前納することを妨げない。

2 前項の利用期間が1月に満たないときは、これを1月として計算する。

3 条例第24条第3項の規定によるA棟会議室の利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

(許可事項の変更等)

第6条 条例第7条第1項の規定により指定管理者の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用許可事項の変更又は利用許可の取消しをしようとするときは、南相馬市産業創造センター利用（変更・取消し）申請書（様式第5号。以下「利用（変更・取消し）申請書」という。）により、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による利用（変更・取消し）申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利用許可された事項の変更又は利用許可の取消しを承認するときは、南相馬市産業創造センター利用（変更・取消し）承認書（様式第6号）を利用者に交付するものとし、承認しないときは、その旨を利用者に通知するものとする。
- 3 工場区画及び事務所区画の利用許可事項の変更又は利用許可の取消しについては、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得るものとする。
- 4 第2項の規定により、利用料金に不足が生じるときは、利用者は当該不足分を納付しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、条例第9条第1項の規定により、利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、南相馬市産業創造センター利用（取消し・制限・停止）決定書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 工場区画及び事務所区画の利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止することについては、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

(特別設備等の申請等)

第8条 利用者等は、条例第11条第1項の規定により、特別の設備等を設置しようとするときは、南相馬市産業創造センター特別設備等設置許可申請書（様式第8号。以下「設置許可申請書」という。）を、指定管理者の承認を得た上で、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による設置許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請を許可するときは、南相馬市産業創造センター特別設備等設置許可書（様式第9号）を利用者に交付するものとし、許可しないときは、その旨を利用者に通知するものとする。
- 3 市長及び指定管理者は、産業創造センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

(利用者の遵守事項)

第9条 産業創造センターの利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (2) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (3) 施設、設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。
- 2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反すると認められるときは、利用を禁止し、又はその行為を停めるよう指示し、これに従わないときは退場を命ずることができる。

(損傷等の届出)

第10条 利用者は、施設若しくは設備等を毀損し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（公募に明示する事項）

第11条 市長は、条例第15条の規定により指定管理者の公募を行うときは、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 産業創造センターの概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定の基準
- (9) その他市長が必要と認める事項

（指定申請書の提出等）

第12条 条例第17条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、指定管理者指定申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（選定結果の通知）

第13条 市長は、条例第17条第2項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

（協定書に定める事項）

第14条 条例第20条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 産業創造センターの管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（利用料金の減免及びその手続）

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第26条により、それぞれ当該各号に定めるところにより条例別表に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体が主催し、又は共催して行う事業に利用するとき
全額

(2) その他指定管理者が特に必要と認めるとき 指定管理者が市長と協議の上定める額

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、南相馬市産業創造センター利用許可申請書兼利用料金減免申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の返還及びその手続）

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第27条ただし書により、それぞれ当該各号に定めるところにより利用料金を返還することができる。

(1) 指定管理者が公用又は公共用に供するため利用の許可を取り消すとき 未利用分の
利用料金の全額

(2) 利用者の責めによらない理由により利用することができないとき 未利用分の利用
料金の全額

(3) 事前に利用の取りやめについて文書で届出がある場合 未利用分の利用料金の全額

2 前項の規定により、利用料金の返還を受けようとする者は、南相馬市産業創造センター利用料金返還申請書（様式第11号）に利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出があったとき指定管理者は、利用料金の返還の可否及び返還額を決定し、市の承認を得てその旨を南相馬市産業創造センター利用料金返還通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（市長の管理）

第17条 第2条から第10条まで、第15条、第16条、様式第1号から様式第9号まで、様式第11号及び様式第12号の規定は、指定管理者に代わって、市長が産業創造センターの管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「指定管理者の承認を得た上で、市長に」とあるのは「市長に」と、「市長及び指定管理者は」とあるのは「市長は」と、「その他指定管理者」とあるのは「その他市長」と、「指定管理者が市長と協議の上定める額」とあるのは「市長の定める額」と読み替えるものとする。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 条例附則第2項の規定により条例の施行前に行われる準備行為は、この規則の規定により行うことができる。

附 則（令和7年3月26日規則第19号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条、第15条関係）

南相馬市産業創造センター利用許可申請書兼利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

連絡先

南相馬市産業創造センターの利用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 利用の場所	A 棟 ・ B 棟	工場（区画： ） 事務所（区画： ） 会議室
2. 利用の目的		
3. 利用の期間 (時間)	年 月 日 から 年 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで	
4. 利用料	_____ 円 × _____ (月・時間) 合計 _____ 円	
5. 添付書類 (会議室利用の 場合は不要)	(1) 住民票の写し又は法人の登記事項証明書 (2) 事業計画書（申請者の現況、設備計画、資金調達計画） (3) 雇用証明書（新規独立開業者のみ） (4) その他	

上記南相馬市産業創造センターの利用について、次の理由により利用料金の減免を申請します。

1. 減免の理由				
2. 減免の判定	該 当 ・ 非 該 当			
3. 減免の内容	減 免 の 根 拠	減免率	減免金額	減免後の利用料金
	南相馬市産業創造センター条例 施行規則第15条第1項 第1号・第2号	_____ 100	円	円

様式第 2 号（第 3 条関係）

南相馬市産業創造センター利用許可書

年 月 日

氏名又は名称 様

指定管理者 ㊟

年 月 日付けで申請のあった南相馬市産業創造センターの利用について、次のとおり許可します。

1. 利用許可の場所

2. 利用許可の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 利用料金

金 円

4. 更新の手続き

年 月 日までに利用許可期間更新申請書（様式第 3 号）を提出すること。

5. 許可の条件

- (1) 南相馬市産業創造センター条例及び同条例施行規則を遵守すること。
- (2) 利用施設について職員が実地調査をするときは、これに協力するとともに、資料の提出若しくは報告を求めたとき、又は利用に関して指示をしたときは、従うこと。

様式第3号（第4条関係）

南相馬市産業創造センター利用許可期間更新申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

氏 名



年 月 日付けにて南相馬市産業創造センターの利用許可を受けた施設について、利用許可期間の更新を受けたいので申請します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
1. 利用許可の場所	A 棟 ・ B 棟	工場（区画: ） 事務所（区画: ） 会議室	
2. 利用許可の期間 (時間)	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	時 分 から 時 分 まで		
3. 更新を受ける期間 (時間)	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	時 分 から 時 分 まで		
4. 更新する理由			

様式第 4 号（第 4 条関係）

南相馬市産業創造センター利用許可期間更新許可書

年 月 日

氏名又は名称

指定管理者



年 月 日付けにて申請のあった、南相馬市産業創造センター利用許可期間の更新について許可します。

1. 利用許可の場所

2. 更新の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 許可の条件

- (1) 南相馬市産業創造センター条例及び同条例施行規則を遵守すること。
- (2) 利用施設について職員が実地調査をするときは、これに協力するとともに、資料の提出若しくは報告を求めたとき、又は使用に関して指示をしたときは、従うこと。

様式第 5 号（第 6 条関係）

南相馬市産業創造センター利用（変更・取消し）申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

氏 名



年 月 日付けにて南相馬市産業創造センターの利用許可を受けた施設について、利用の内容を（変更・取消し）したいので申請します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利用許可の場所	A 棟 ・ B 棟	工場（区画： ） 事務所（区画： ） 会議室	
利用の目的			
許可を受けた内容	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	時 分 から 時 分 まで		
変更（取消） の内容	変更前		
	変更後		
変更（取消）の理由			
利用料金		円	
既納利用料金		円	
変更後利用料金		円	
差引利用料金		円	
備 考			

- 1 南相馬市産業創造センター施設利用許可証を添付してください
- 2 太枠の中のみご記入願います。

様式第 6 号（第 6 条関係）

南相馬市産業創造センター利用（変更・取消し）承認書

年 月 日

氏名又は名称

指定管理者



年 月 日付けにて申請のあった、南相馬市産業創造センター利用（変更・取消し）について承認します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利用許可の場所	A 棟 ・ B 棟	工場（区画: ） 事務所（区画: ） 会議室	
利用の目的			
許可を受けた内容	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	時 分 から 時 分 まで		
変更(取消) の内容	変更前		
	変更後		
変更（取消）の理由			
利用料金		円	
既納利用料金		円	
変更後利用料金		円	
差引利用料金		円	
備 考			

様式第 7 号（第 7 条関係）

南相馬市産業創造センター利用（取消し・制限・停止）決定書

年 月 日

氏名又は名称

指定管理者 ㊟

次のとおり、南相馬市産業創造センター利用（取消し・制限・停止）を決定します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
1. 利用許可の場所	A 棟 ・ B 棟	工場（区画: ） 事務所（区画: ） 会議室	
2. 利用の目的			
3. 許可を受けた 期間（時間）	年 月 日 から	年 月 日 まで	
	時 分 から	時 分 まで	
4. 取消・制限 停止の理由			

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 8 号（第 8 条関係）

南相馬市産業創造センター特別設備等設置許可申請書

年 月 日

南相馬市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

連絡先

南相馬市産業創造センターに特別の設備等を設置したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 現在の利用許可の内容

1. 許可の場所	A 棟 ・ B 棟	工場（区画： ）	事務所（区画： ）	会議室
2. 許可の期間	年 月 日 から	年 月 日	まで	
(時間)	時 分 から	時 分	まで	

2. 特別の設備等の内容

1. 設置の場所	A 棟 ・ B 棟	工場（区画： ）	事務所（区画： ）	会議室
2. 設置の目的				
3. 設置の期間	年 月 日 から	年 月 日	まで	
(時間)	時 分 から	時 分	まで	
4. 設備等の名称				
5. 概 要 (数量・規模等)				

※特別設備等の配置図、設計図等を添付してください。

-----（以下、指定管理者記入）-----

上記の申請については、施設の管理運営上支障がないと認めるため、承認します。

年 月 日

指定管理者 ㊟

[許可条件]

※許可に条件を付す場合は、その内容を記入すること。

様式第 9 号（第 8 条関係）

南相馬市産業創造センター特別設備等設置許可書

年 月 日

氏名又は名称

南相馬市長 

年 月 日付けにて申請のあった、南相馬市産業創造センターに特別の設備等を設置することについて許可します。

記

1. 許可する設備

設置の場所	A 棟 ・ B 棟	工場（区画： ） 事務所（区画： ） 会議室
設置の目的		
設置の期間 （時間）	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	時 分 から 時 分 まで	
設備等の名称		
概 要 （数量・規模等）		
許可条件		

様式第 10 号（第 12 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所 在 地

団 体 名

代表者指名

㊞

電 話 番 号

南相馬市産業創造センター条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、同施設の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 管理に関する業務の事業計画書
- 2 自主事業計画書
- 3 管理に関する業務の収支予算書
- 4 登記事項証明書及び定款の写し（法人以外の団体にあつては、会則等）
- 5 法人その他の団体の経営状況等を説明する書類（直近 2 年分の財務諸表）
- 6 市税の納税証明書又は未納が無いことの証明書
- 7 宣誓書

様式第 11 号（第 16 条関係）

南相馬市産業創造センター利用料金返還申請書

年 月 日

指定管理者

住 所

氏 名

電話番号



次のとおり、南相馬市産業創造センター利用料金の返還を申請します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利用許可の場所	A 棟 ・ B 棟	工場（区画： ） 事務所（区画： ） 会議室	
利用の目的			
許可を受けた内容	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	時 分 から 時 分 まで		
変更（取消） の内容	変更前		
	変更後		
変更（取消）の理由			
利用料金	円		
既納利用料金	円		
変更後利用料金	円		
返還額計	円		
備 考			

- 1 南相馬市産業創造センター利用許可証を添付してください
- 2 太枠の中のみご記入願います。

様式第 12 号（第 16 条関係）

南相馬市産業創造センター利用料返還通知書

年 月 日

氏名又は名称

指定管理者



年 月 日付けにて申請のあった、南相馬市産業創造センター利用料返還申請について、
利用料の返還の可否及び返還額を決定しましたので通知します。

施設利用申請年月日	年 月 日	施設利用許可年月日	年 月 日
利用許可の場所	A 棟 ・ B 棟	工場（区画: ）	事務所（区画: ） 会議室
利用の目的			
許可を受けた内容	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	時 分 から 時 分 まで		
変更(取消) の内容	変更前		
	変更後		
変更（取消）の理由			
利用料金		円	
既納利用料金		円	
変更後利用料金		円	
返還額計		円	
返還の可否		可 ・ 否	
備 考			